

~13
4412
1



北溟主人著

都鄙物語

柳齋重春画

文政

文政戊子除夜の天客の予が机前に到る。こま書肆
 文淵堂主人より一書を出して曰く、京人の著る都鄙
 物語則是なり。北條氏權と鎌倉小執と。國政は臨こ
 悠一。其慈愛の士處はおよぶもの。泰時時頼を隆盛が
 了ん。此書や其要領を記して、傳記を漏る所を補ふ
 今割劔功を成る。來陽發販を急ぐの時あり。先生冀くハ
 片言と序とを瞬目の勞と施して、予魏然とて
 對て曰く、子言宴は辭とて、雖然今此期也。明日

三朔逢を飲び我今宵一年の減むを恨む。校閲卷を
開くの閑無。且亦予は二書の著述あり。一則本朝春
秋外傳。是世に所謂印度徳兵衛が事蹟。一則女流
三國志。唐山の演義。其基に奇異妙幻の筆を
操忠孝貞烈仁義節操。明倫風教の益を演て。世の
童幼を導ん。事小冊の戲墨と之。殆人情世態
を盡し。草稿塵と等く積り。筆硯半と同どく迫る。
豈他と議するの寸隙りんや。萬物春を逐く殘臘を

送り。一年の結局今宵に在。此書に於も亦然り。寧
面前主客の問答。記して以て其序を換ん。文淵堂
唯唯として。遂に之を懐くとして去。時を殘燈牕を和
て盡。曉角春を帶り來り。明日は文政己丑の
孟春。浪花青雲閣中の東窓下。青陽元且の
朝日を拜して。
櫻井謙山謹で識



都那物語五卷。小糸氏護念を執持して。世と保つる百三十
 余年。内時於入る諸國を巡歴して。國政を紀し。下民を憐
 るふ。或は乞馬仁義を説く。和を致し。農民實貨を捧
 國恩を謝し。盜賊孝子を憐んで財を乞ふ。又幼き小女
 母との奇縁を結ぶ。及び天変地妖洪水暴風饑饉
 疫癘あり。諸家の祝賀を採り。索めて。悲くこれと志す。凡
 そ間文を画し。韻語。和歌と兼り。おる。文辭の拙きこと。事
 事急率。よめて。多し。之を實記に據て。且接合。いし。む。わ。この
 撰述。る。看官。を。殊。海。を。ゆ。し。う。の。孝。子。し。し。し。

良化 文則堂主人 筆



惣目録

一回 芦屋の崎人餓餓をとめて諫時頼公

二回 最明寺殿錫を止めて鎌倉へ帰

三回 十二条比制札并 鎌倉繁榮

四回 白羽江觀音謀計露影して益死罪

五回 白紙の墨黄色紙寫して現賊情

六回 最明寺殿逃寂并 空之頭密使入於鎌倉

七回 荅售の小童歌をきけて賞を得

八回 夜賊寶以不奪して退れ帰

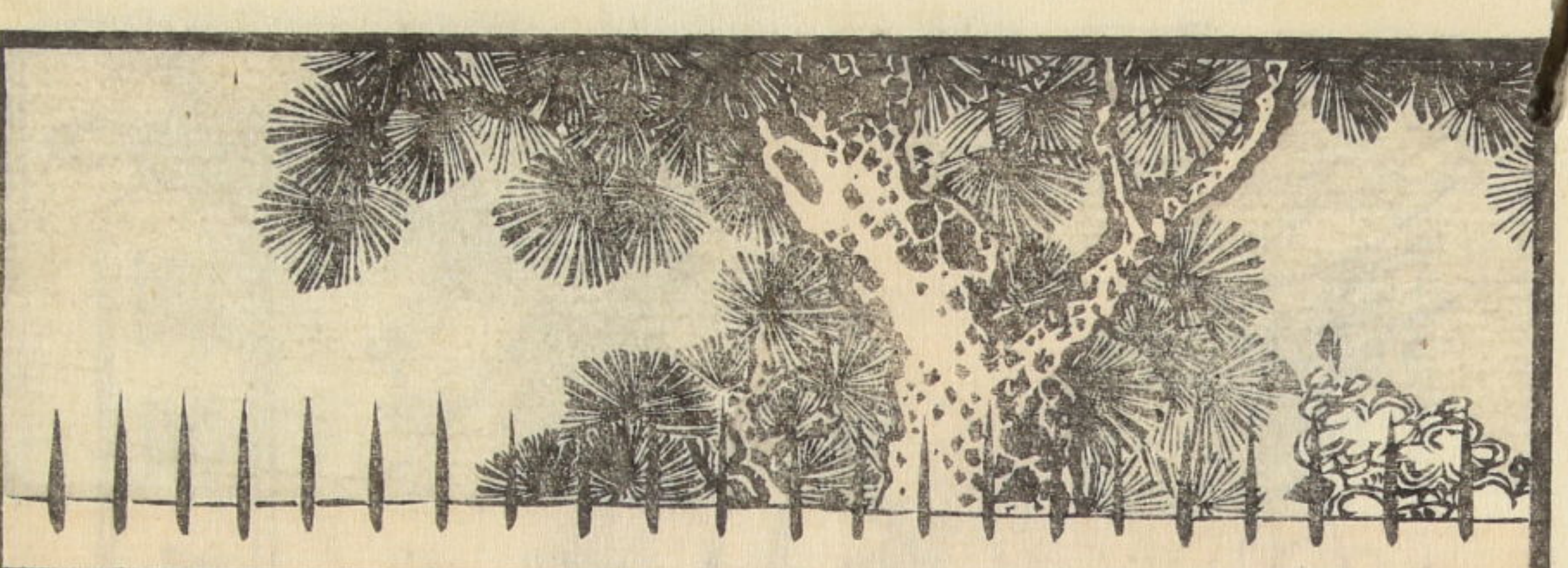
九回 團九郎宗之入の娘を金鞠又託す

十回 時宗遠逃并 國領吳松賜恩賞

十一回 金鞠計て吳松を糎子よこす

十二回 萬九郎續商人以照して謀金鞠

十三回 金鞠怒て萬九郎以匂



兒而自護貞
不革節心安
俱美哉其貞

婢女巧也勞



國領吳松

國領吳松母



芦屋の饑人

路邊之饑人
說治乱而止
入道錫後其
不知終處



質直之雖義
夫陷奸計而
屍曝曠外



金鞠逸平



大佛万九郎

三十一
口
嘉助
敷工





都鄙物語卷之一

洛陽手塚兎月著

昔屋の崎人饑餓を乞ふ神寂明寺殿
 曩昔後深院の建長年中の中事しう執推乃諸勢へこせ
 しく北条一家の千石時の大領平以時頼公世に治久家と
 齊り奉り恰も三顧の獨信を守自し檢を委し驕は省
 只管仁政をわびしすをやあひ民を怜之犯罪の者と以
 とも得る其命断びよろづ寛ゆるあしきと殺あわ
 かすけもどし君の至徳いもど辺鄙田遠可布度とらひ
 歎うせ給へ正面と内化界あわと披露し最明寺殿と
 稱し供する二階堂強河の入道一人免し供されし事知



塵埃滾滾真難到
 泉石涓涓不厭看

の銀をとりわしありの吃巧小是を其へ汝口腹を満しむる
 とつとも於肌落し世浪をりし餅菓なるをも頃へ早
 快腹して本國へ帰るるの饒人眼を斜にして最明寺
 庵を見まうる事教曲沙門を珍しき事ゆめぬ
 とつとも原未大徳我々が情を知むれば我々大徳の恩に
 蒙るべきことをししめぬを汝も例を朝より吃巧ハ
 一椀の糲食一握の米をわづらひてたりぬる今
 又此銀をばをを我身を建たさの使をばり
 錫の難を脱し肌肉をふく食も口腹は満むべから
 津篤の大徳何をもつら報しむるは汝も例をばり

一人の福少し我とゆへ此をの万をもつても
 ありしがかき目了遮るのそび恰とありし婦人
 の仁を通し今北条家の執政干戈を収免罪は後賞を
 篤し其寛嚴節小應じ左あが周代の時も懐
 ざらざらとつり我復する事何れ頃日澤倉新隘
 みし時の執權時頼公の依畧と彼を實ハ自殖髮
 の沙門とさほを久巡錫して密に國への動靜を探り
 地頭国主の不道を糾し下万民の土炭を救ひ給はんとの
 思召切ありとつても是全く大行の素よありはの秦の始
 皇八駿小跨り諸国巡狩して國を祀り數今同日乃倫



芦屋饑人

最明寺時頼公
 饑人
 湯と止め
 流小房



最明寺時頼公

又ほくびといへども似通ひし事既に彷彿たり又はす倍わが
 們のどよに貧民政手例を伏すやいあくとも寔不怒り堪
 ざるものごとく救ひ扶き終らん事申す人力小及ざる事
 ありんらるる志のいぶくは是浮屠氏の見識ゆて經濟に
 用ざる所したるべし放生供養八日市の慈悲善根も終らば私
 く是を思惟すれば放生供養も却て殺生の大に比たの
 かり其意へんとなれば放生助けんとすその有るゆゑ可
 取獲る售もの有る上この魚もは捕るとき翼節つて臆
 らげぬも細針よかるとして死るの數百の數ゆて大なる
 心ある是を放ちても形ゆり申すれば慈て人は獲る

事必せり這却て殺生ありや天下の大行を放ち
 殺さんより獲漁く售ものを禁断あさくわいをち大放
 生にまさるべし事と四海社稷の人主として一回下民よ
 弱むらばわれも命を惜むるものありや鳥や魚鳥は
 既に人中の食物に充べきものあれば是をとりて食すも豈
 殺生とするふらんや是を憐れみの念仏者の見儀ありて女人
 の情はいへり大徳有る毒り怜れ給ひ白銀一筋を以て
 終らば此放生供養をすべしなり今徳國安部くんと
 ども於焉の英雄交その虚を覗くものありしもありん
 道素直実ありて清身の榮利を思ひ給らば自ら身を毒

一首の和歌を詠む

かゝつてはよきおとりのねもよみ人のあはれを
 数々のものも帰らざるまゝのち言上は君の
 流の入び分て其の清を著く探し素直に
 ちいづ地へまげん 読ももんをいかに
 流をまよひの村落のものども名ありや
 答つて稟上るはばのの素狂人のあはれ
 常人のまゝに遠く平日小著を採り
 のあま事なり人を奇とて謝おは厚くす
 の能をとめびおのもの足を喪み衣服調度を
 與へ給ふ

必これと受け又他の吃巧るる人の破を綴る
 ろろよりのすべてその業をらんあはれ音
 く勝言あり倚けり一の産地を尋ねるもの
 對へば且去りて帰るきききききききき
 著をもとめて宗蹟をいかにとや
 最明ちよりの信邦も奇異のありしを
 よろしくおもむけしを利徳清をねばりま
 何れも有るもいかに送せあはれ
 國をめぐりては不信邦が館へあはれ
 生會するも別離以来と別ありあはれ

がらり叔近曾の異人^{カトク}一^ニ出逢^{イデ}一^ニ事^{コト}の何^{ナニ}もあ^らずもな^らず
 二階堂^{ニカイドウ}了^マか^らつ^て坊^{ボウ}ゆ^りの^ノ入道^{ニョウドウ}眉^{メイ}と^と聳^{ソウ}め^め君^{キミ}の^ノ徳^{トク}沢^{タク}既^スに
 四海^{シカイ}一^ニ度^{タビ}も^もの^ノ異^イ人^ニと^{して}天^{アメ}より^{より}ま^まと^と小^コ告^ツめ^めあ^らず^もな^らず
 野^ノの^ノか^かり^り一^ニ貧^{ヒン}道^{ドウ}近^{キン}曾^{ソウ}山^{サン}城^{ジョウ}を^を巡^メ陣^{ジン}し^て免^メあ^らる^る家^カ一^ニ宿^{シュク}る^る
 夜^ヨ更^ミ人^ニ都^トと^{して}い^いと^とあ^あづ^づふ^ふお^おか^かり^りせ^せる^るの^ノ有^アい^いも^もれ^れれ^れあ^あま
 ま^まに^に守^マと^とあ^あく^くと^とれ^れ方^{カタ}へ^へか^から^ら仁^ニ治^ジ寛^{カン}元^{ゲン}の^ノあ^あら^らず^もな^らず
 佐^サ木^キ山^{サン}城^{ジョウ}守^シが^ガ一^ニ子^シ勢^{セイ}田^{テン}伽^カ丸^{マル}玄^{ゲン}の^ノ官^{カン}方^{カタ}以^も主^{シュ}の^ノ内^{ナイ}余^ヨと^と依^イ
 て^て内^{ナイ}祖^ソ父^フ恭^{コン}時^ジ公^{コウ}を^をお^おと^と歩^フ行^{コウ}の^ノと^とら^ら伯^{ハク}父^フ佐^サ木^キ四^シ郎^{ロウ}
 方^{カタ}邊^{ヘン}の^ノ厨^{シュ}信^{シン}保^ホが^ガ終^{シュウ}言^{ゴン}す^すより^{より}て^てあ^あら^らず^も信^{シン}保^ホが^ガ家^カの^ノ子^シ金^{キン}田^{テン}の^ノ
 七^{シチ}郎^{ロウ}博^{ハク}も^もく^くも^も首^{ウタ}を^を刎^ウり^り是^{コト}を^を信^{シン}保^ホが^ガ自^ジ修^{シュ}の^ノ念^{ネン}根^{ケン}より^{より}い

つる^{つる}不^ふ恭^{こん}時^じは^は文^{ぶん}方^{カタ}親^{しん}王^{おう}の^ノ内^{ナイ}親^{しん}を^を子^しと^と木^キと^と依^い怙^この^ノ為^{ため}十三^{じゅうさん}才^{さい}
 の^ノ勢^{せい}田^{てん}伽^か丸^{まる}と^と一^{いち}族^{しゆ}や^やく^く是^{こゝろ}を^を一^{いち}懸^{けん}の^ノ
 も^もの^ノも^も茶^{チャ}山^{サン}依^い恭^{こん}時^じ公^{こう}を^をお^おと^と歩^フ行^{コウ}の^ノと^とら^ら伯^{ハク}父^フ佐^サ木^キ四^シ郎^{ロウ}
 の^ノ威^いは^はと^とり^り挫^さぐ^ぐは^はあ^あら^らず^もな^らず
 と^とあ^あら^らず^もな^らず
 果^ミぞ^ぞつ^つれ^れが^があ^あら^らず^もな^らず
 と^とあ^あら^らず^もな^らず
 時^{トキ}小^こり^りて^ての^ノ應^{オウ}彦^彦を^をま^まつ^つる^るの^ノか^かり^り既^スに^ニ免^メあ^らる^る家^カ一^ニ宿^{シュク}る^る
 一^{いち}族^{しゆ}あ^あら^らず^もな^らず
 立^タか^かり^りの^ノ堅^{ケン}師^シ十^{じゅう}観^{くわん}坊^{ぼう}が^ガ愁^{シュ}筋^{しん}を^をあ^あら^らず^もな^らず

武田信玄



三浦泰村

泰村
野
之
威
心
之
関

秋田城之助



秋田城之助

おど免むる所も今まこれの通り有るも濃念對容の催
 一々ハ及びも所あり又濃念表出三浦より授命司恭村
 兄弟近曾志きりお推さく奢とさるる軍形圖をて茂るは
 なり時の政事も依怙我々のさるるあけけりゆ急薄く中の
 庶民穩うあつびそ外法國の目代頭人加縣の族屬松中じり
 あつとの風説登く濃念へ帰陣河せす公再び佐異の決變
 河人もとあつて額汗を流し告票を最の時
 おもはまむらうせと又の美人がせし事をも為さし合
 するがごとく濃念のあさるる果ては標く
 おのひ終ひたれどもそのいふ満ちかき時評あれを二階堂

お屋信邦をとらあひ日夜を返くおろ濃念其繩の正館へ帰
 らせ終ひさそそ濃念の動靜をうかひけり風説あちが
 とび恭村が舎身光村宗村頼やよ隠謀のくまをりて内
 同意の族もわかかかつて素子の恭村が三浦一家の林翠と
 して祖父恭時公のあつた妹舞ふもあつたりやれが當時時
 時終りのあふ伯父反おの人をれば是を頼と巡国の心ひ
 立者一程あまむかふる野心をあつと最の時よあもあ
 一め一程あまむかふるも頼とあつたり人こらると只管其
 又地は夜密り万葉寺あつた射成阿入道只一人をめぐ
 つまはひ恭村が卯より対面を乞も容緇衣の布装手小

一爵の如きを推へ素足り草鞋をとり色皂くやきか
 するは葛わたり奏者まゝ安のつやはある沙門をばやと海に
 紫のつ方の沙門あやや名い何と告ごとく下つと聞けは最の寺
 どの徴第く俺の北条入道時頼あが於恭村立館よりわておぼ
 人昔越つりて来まるとなり奏者大少仰天一恭村にむと告
 けぬ恭村家の子よ後梳らせ居りし時頼唯一人何や此
 沙門を召連坐事まると夢てさす書院へおびおぼる時頼
 が多誠取く上坐小す免一別来後の時情をのべく川いま
 入来の巻をわびおぼるるなり最の寺どの都出さるる
 物かそり早はつりていくぐの妻社をわたりと古人の

言紫そも仁治寛元擾乱一旦中を都に温あはれおぼれども
 於今の人風上下質朴あはれ俺苟も祖父恭時の作功を継
 竊り徳玉の目代頭人の曲直をたが人民土炭のくも一民助
 人為入道く々謙倉を聞りおまされ不在のりへ向事も足りの
 政勢を度幾あは近曾の説よ専兵杖をみかた武器を備へて防
 禦の手當あつてあま惣上へ對しうとけよ事のりるゆへ
 や又俺一族よりて意恨のくも何く干戈を闘く海軍の兵
 子を失人より今速よ入道が督を勿終へ抑三浦北条よおぼる
 る故右大ね草創の由時より今日家名を墜がば諸国敢勇
 の世今あつるゆへに俺と足下何をもあつて仇をたげべん

くお追近りもふも路終立六丁もさるふ入道守護の軍勢
 この街より六の辻より立現を武備のそまへ奇羅星のぶら
 ぶらと間おく數百騎とちりて中へさつらぬる史景史村の
 案をお遠く一何とおびしめのお案が動作をよくり今夜の
 ろすとも通さぬいおひおせぬのと謔さあがらぬ勢とまごめ
 帰りのりる勇小紀少高野山秋田城之助覺地入道息城之介
 義景孫九郎恭盛をまわら今宵時辰恭村が館へ入来し志
 々の利解をのべら恭村と和平すことり時辰を来す病
 して國戦を好む佛門は入く殺伐をいふの心切らりとつと
 めの老賊木が親子既よ乃軍頼嗣公の親子をかこひま

不日は旗上あさんとの謀畧戦とて是を看破せりされは渠ら一
 族を没人の今宵敢めを跟らぶ一休一廿の覺悟をけり矢利
 の順を討くぬび逆は従事あめの子けけくと罵りなすふ
 を擧ぐみ親子も無て心ゆる事あらぬが承りてはまるとおの
 具をいとしさかめ流くそのいふ事をもと真事地は証や若
 父大政の下馬擧よふりて我後軍をかりえぬが精兵三百騎を
 かりけえりりさまわめて義景を誘が岡神護寺の門外はて
 まづ岡の寺を作り五の右軍の取耶の旗をさし何あける
 了立か向くこれ徳大名すも入道覺地と三浦が戦を出来
 せりと我もくと擧えぬが陣あよむる時辰も今八制共中り



里人

尺部勿語卷之十一

十五



者部勿語卷之十一

十四

十二ヶ条之制禁

克民之

杖十

尺

あり居住する町人庶民教をさぐればよかりて
 惣昌むのしき増り高價物をあへて式を酒を醸し結を
 售倘その價をつくのどさうと縣に訟て其裁断すまふ
 義理分めしそしつゝ依估あやむる民のこころを保
 うふたれり勇了万年平九角つ尉成阿入道といふ士
 乃の軍場を歴て勇名ありといひし時をゆゑあは
 たる勲功あえ干されども此人治平のせふ賢なる所
 ゆゑの明教も今遠く市中の廳政を司しむるふし
 法も協し利非の長短を規矩をりあひていふる
 該町人のしつゝ明教をさぐりて成阿入道を教は

も非乃を行ふものもあはれ風着小お
 以おま強倉市中の原より近國の庄園園八州の隈も
 十ヶ条の法禁制札の大畧

制禁之事

- 一 親不孝主よ不忠不義之輩可令断截之也
- 一 自令の威を慕り非道をなす人の領地を掠取し者有之おわていふ為嚴科也
- 一 甲乙兵士之輩在家町家へ押入札妨色欲おの狼藉於有之もて為嚴過之也
- 一 押入盜賊家を破り白刃をありて込入いその有之

ていたく死傷し誤ありとつても召捕り断截り
所らうむ紀そのこ

一 寺社并山領之竹木根りふ伐採事可令停止事

一 奉行頭人を圍根りふ強新及ひいもの有るあむ

りていふ為者科そのこ

一 土地を孫玉打の闘争し端し双六四一市の勝負と

博奕之原く依り堅く令停止事そのこ

一 米穀の價るが高直は高いいもの有るあむを

吟味の上急度下り付ものこ

一 家中之諸士乱りふ町家と親しとやる者勿論

邊取結びホ停止せしむべき事

一 徳家中ハ原より町人百姓は有徳はすかせ不忠

の英後波する者布木綿の外一も停止事

一 奉行頭人へさる各あ根りふ異國へ通達のもの

これゆるふあむていふ死罪そのこ

一 殺生禁断之場所へ竊し捕漁ししそのおかれ

は是又二為巖村者也

千曾宝治三年九月日

平左衛門尉成阿入道

承り

右十二ヶ条の内八ヶ条の先規恭時公の定め墨のすし公
 所用の後には条の這回めねるの加へ給ふ事候は
 初は民教首上下おしあへつた入道の法息原を
 ちあがく嬰兒の慈母を志すかごとく元は忠の何人限り
 の民の意ひおくりしものと思ひぬものもあがりし終り世
 にもあそむ事とせむるあれしとき虚を恨み見達も未
 けあふしごまがれぬよしおしあへつた事ありしを
 入道卒去の色越ぬる光時おが犯逆くれおしあへつた
 るは是れもやうな事ありし這の却説南時かまらし治平
 ふつき下民の中おもひあつて心づきのよから有しは教證とら

伴僥は貨財を掠めしりけり又深く時ねるの思を
 町へ小頭人を擇んぬるが事ありしを
 一人平右衛門尉所より稟告する私事とせむは武蔵守
 立尚も既七十を向しは元代の内祖文恭時より出領を
 あまびに物も兵礼をふい山かくれ林は借りし
 うき下も流石古くも既に這回ありし上七及は
 息二人おとしつれども一人の病は罪うて失一人の先達く洪水のせ
 隈平川におりて死妻は十四五までありみまかりて今を
 老孤子かたのごとく物も私親の代りし金の銀を
 兵礼をどしつら漬物も今よりあつた

いしは彼のてこく老うづつひて譲り傳べ記書ありしやうきうて
ちんせんざうち さいせん
ちんせんざうちへ奇進ふらん今風をえび道世の傍系は内心小
武備をかまへ兵杖をたたくもつりつ世の漬はま今しのと集す
けつりの出家有ともおのいゆらつる南時頼公表の武を以て民
を怜しけひ内に佛徳よ懐せまひて徳玉の飾の山修りまを
りひすまさせ 権志ともおのいもつるありらんがき金の銀か
れき最の寺大徳よまらふ今爰小指系はつららんくそ一つの間
了収らふ汝金元三貫目才取中一是ぞいせを較する九牛が一毛
ふも比べうらざんども是治國安民のれ費用のたふそありらつて
世ふるての現在の費用未未は最の寺様のれ存士ともむもれが二入

嬉しく老が死初の正念何事があれよめん山真如とてまらんごら
頑民が志一は納め終るバ僅でちんくや上から行は縣首子
速けら一めれらへ稟告らる小君は役願の敷量までおせせあひ
い西へ老人をい名有て此等老て賊宝を譲るべし書ありさへさ
ま四づづき親族もあけまば俺は進めておらるはくつ治平の費用に
傷へんとの程ひ又未未亡後の功德もあへんとの心ねありよ
汝今老命の降るもそおとて慈心をもあまそ未の世の穏かなん
るをわのつてあまこの宝賤と悟らば俺はゆがわん今世上下と
も奪ふく飽がらの人情ありらる汝まづ治平の真加金とあまめ
ねる事平感してはれ餘り有まそあまの切あふおめて俺は汝と交

